



平成 24 年 11 月 22 日
自 動 車 局

超小型モビリティの認定制度の策定に係る 意見募集について

コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車（以下「超小型モビリティ」という。）については、まちづくりと連携した導入を図ることで、低炭素社会の実現に資するとともに、都市や地域の新たな交通手段、観光・地域振興、高齢者や子育て世代の移動支援など、生活・移動の質の向上をもたらす新たなカテゴリーの乗り物として期待されています。

国土交通省では、本年 6 月に、地方公共団体が超小型モビリティを活用したまちづくりを検討する際や自動車メーカー等が当該モビリティの開発を進める際に留意すべき事項をまとめた「超小型モビリティ導入に向けたガイドライン」※を公表したところです。

今般、当該ガイドラインの内容を踏まえ、超小型モビリティについて、安全性の確保を最優先として、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）（以下「保安基準」という。）第 55 条第 1 項に基づく基準緩和を活用した認定制度の新設を検討しています。具体的には、①高速道路等は運行しないこと、②交通の安全等が図られている場所において運行すること、等を条件に、座席の取付強度基準など、一部の基準を緩和して公道走行を可能とするため、関係告示等を改正等することとします。

つきましては、広く内外の関係者から、本改正等に対するご意見を「意見公募要領」のとおり募集します。

※ http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_gairo_fr_000009.html



【超小型モビリティのイメージ】

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

超小型モビリティの認定制度について（別紙の事項）

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

（1）ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-5253-1640

国土交通省自動車局技術政策課国際業務室 あて

ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

（2）郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局技術政策課国際業務室 あて

郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

（3）電子メールの場合

電子メールアドレス：g_TPB_GAB_GKK_KGY@mlit.go.jp

国土交通省自動車局技術政策課国際業務室 あて

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

3. 意見募集期限

平成24年11月22日から平成24年12月21日まで（※必着）

4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了解願います。

問い合わせ先

自動車局 技術政策課：永井、富岡、末廣

電話：03-5253-8111（内線42255）

03-5253-8591（直通）

FAX：03-5253-1640

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)